

福山市出前講座実施要綱

(目的)

第1条 福山市出前講座（以下「出前講座」という。）は、福山市内に就業場所となる事務所等を開設している中小企業者等（以下「事業者」という。）や学校等に講師を派遣することで、次の目的を達成することを目的とする。

- (1) 福山市内の事業者に所属する従業員等の業務スキル向上
- (2) 福山市内の学校に通う学生等の職業観の醸成や地元企業の認知度向上

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「中小企業者等」とは、次の者をいう。

ア 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者及び中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第2号の規定に該当する者をいう。ただし、日本標準産業分類に規定される農業・林業・漁業は除く。

イ 特定非営利活動法人 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する特定非営利活動法人に該当する者をいう。

ウ 公益法人等 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人及び一般財団法人、並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に規定する公益社団法人及び公益財団法人に該当する者をいう。

エ 医療法人 医療法（昭和23年法律205号）に規定する医療法人に該当する者をいう。

オ 社会福祉法人 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する社会福祉法人に該当する者をいう。

カ 協同組合等 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第7号及び同法別表第3に規定する協同組合等に該当する者をいう。

キ 保育所・幼稚園・認定こども園等運営事業者 第3号アからカまでのもの及び私立学校法（昭和24年法律第270号）に規定する学校法人、宗教法人法（昭和26年法律第126号）に規定する宗教法人のうち、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育所、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する認定こども園、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に規定する地域型保育事業又は子ども・子育て支援法第7条第10項第4号から第8号までに規定する子ども・子育て支援施設等に該当する者をいう。

(2) 「大企業」とは、中小企業者等以外の者で、事業を営む者をいう。

(3) 「みなし大企業」とは、次の者をいう。

ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者

イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

(申請対象者)

第3条 本制度を申し込むことができる者（以下「申請対象者」という。）は、次のいずれかの条件を満たす者が主催であり、かつ当日の講座に参加者が10名以上見込まれるものとする。

(1) 福山市内に本社又は事業所を有する事業者又はそれらの事業者で構成するグループ

(2) 福山市内に位置する小学校・中学校・高等学校・専門学校・大学等

(3) その他市長が認める団体

2 前項第1号に該当する申請対象者については、次に掲げる要件を全て満たす中小企業者等とする。ただし、みなし大企業は除く。

(1) 代表者及び従業員等が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）であること。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第4項及び第5項の規定に該当する営業を行う事業者でないこと。また、これらの営業の一部を受託する営業を行う事業者でないこと。

(3) 福山市に納付すべき市税の滞納がなく、市税の納付状況を調査されることについて同意すること。

(講師の派遣等)

第4条 講師を派遣するテーマ及び内容は別途定める。

2 講師料は有料とする。ただし、講座に必要な機器等は、申請対象者が用意するものとする。

3 学習会等の会場は、市内に限るものとし、会場の確保については、申請対象者の責任において行うものとする。

4 講師派遣の時間は、午前9時から午後8時までの間で、1テーマあたり2時間以内とする。

る。

- 5 講座を希望することができる日は休日・祝日等を含め、全ての曜日とする。ただし、担当する講師の日程調整が困難な場合には、申込者は希望日を変更し、再度申請するものとする。
- 6 制度を利用することができるのは、1 団体につき 1 年度 3 テーマを上限とする。

（講師派遣の申込等）

- 第 5 条 申請対象者は、原則として講座を開催しようとする日の 1 か月前までに、市長に事業者向け出前講座申込書又は市内学生向け出前講座申込書を提出するものとする。
- 2 前項による申込があったときは、市長は講師の派遣の可否を決定し、申込者に対して通知するものとする。
 - 3 前項の講師派遣の承認について、市長は申込者に対して必要な条件を付すことができるものとする。

（講師派遣の制限等）

- 第 6 条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は申込者に対し、制度の利用を制限することができるものとする。
- (1) 公の秩序を乱し、または善良な風俗を阻害するおそれのあるとき。
 - (2) 政治、宗教または営利を目的とした催しなどを行うおそれのあるとき。
 - (3) 受講申込の内容に虚偽があったとき。
 - (4) 本制度の目的に反するとき。
 - (5) その他市長が制度利用することが適切でないと判断するとき。

（変更の連絡）

- 第 7 条 第 5 条により講師派遣の通知を受けた申込者は、学習会の内容、日時、場所等に変更があったとき、または学習会を中止しようとするときは、変更や中止が決定した時点で、速やかに市長に連絡しなければならない。

（実施報告）

- 第 8 条 申込者は、講師派遣終了後、1 週間以内に「出前講座実施報告書」を市長に提出しなければならない。

（その他）

- 第 9 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、1999年（平成11年）10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、2018年（平成30年）4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、2025年（令和7年）4月1日から実施する。